

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第6号

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則（平成17年新潟市規則第194号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項中「受理したとき」を「受理すると決定したとき」に、「受理しないとき」を「受理しないと決定したとき」に、「当該公益目的通報をした者（以下「通報者」という。）」を「通報者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

審査会の委員は、第11条に規定する通報書が届いたときは、公益目的通報に係る事実等について調査し、当該公益目的通報を受理すべきかどうかを決定しなければならない。この場合において、通報の内容について確認が必要と判断したときは、当該公益目的通報をした者（以下「通報者」という。）に説明を求めることができる。

2 審査会の委員は、前項の調査の結果、公益目的通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しない。

- (1) 条例第2条第5号に規定する公益目的通報に該当しない場合
- (2) 前項後段の規定により、通報者に通報の内容について説明を求めても当該通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合
- (3) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の紛争処理に係る手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められる場合
- (4) 苦情、要望又は意見（公益目的通報以外の窓口でこれらのものを受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）である場合

(5) 条例の規定による是正措置を講じることができない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。